

第 3 5 号議案

加東市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例制定の件

加東市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 6 月 1 日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

加東市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

加東市職員の特殊勤務手当支給条例（平成 1 8 年加東市条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 前	改 正 後
附 則 〔新設〕	附 則 <u>（特定新型インフルエンザ等に対処するための感染症防疫業務 手当の特例）</u> 2 <u>職員が、特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対 策特別措置法（平成 2 4 年法律第 3 1 号）第 2 条第 1 号に規定す る新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同</u>

〔新設〕	<u>法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたもの（規則で定めるものに限る。）をいう。）から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって、規則で定めるものに従事したときは、感染症防疫業務手当を支給する。この場合において、第3条の規定は適用しない。</u> <u>3 前項に規定する手当の額は、作業に従事した日1日につき、1,500円（緊急に行われた措置に係る作業であって、心身に著しい負担を与えると規則で定めるものに従事した場合にあっては、4,000円）を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて規則で定める額とする。</u>
-------------	---

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 3 5 号議案 要旨

加東市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

今後、特定新型インフルエンザ等が発生した場合においても新型コロナウイルス感染症と同様の感染症防疫業務手当を速やかに措置できるよう、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

特定新型インフルエンザ等に対処するための感染症防疫業務手当の特例を加える。（附則第 2 項及び第 3 項関係）

3 施行期日 公布の日